

生徒と教職員のいのちと健康を守ることを第一に

～ 「新型コロナウイルス感染症への対応」に関する申し入れ書を提出 ～

4月14日付けで、県教委より「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県立学校教職員の在宅勤務等について(通知)」が示されました。

しかし、高教組本部には「静岡市教委の在宅勤務等に関する特例措置に比べて、命ずることのできる職員の対象が限定的すぎるのではないか」「感染拡大予

防の措置としては甘すぎるのではないか』という意見が多数寄せられています。

とにかく学校で教職員が集まること自体が、感染拡大の可能性を広げることになってしまいます。そこで、私たちは緊急に申し入れ書を作成し 15 日に県教委に提出しました。

2020年4月15日

静岡県教育委員会
教育長 木苗 直秀 様

静岡県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長 深田 祐文

「新型コロナウイルス感染症への対応」に関する申し入れ

日ごろの教職員の勤務条件改善に向けての努力に敬意を表します。

子どもたちの感染のリスクを最大限に避けるため、全ての県立学校における4月11日から4月26日までの臨時休業措置はやむを得ないものと考えます。しかし、新学期の開始直後の再度の休校により現場の対応は混乱し、感染リスク対策の不十分さとあいまって不満と不安が広がっています。

つきましては、生徒と教職員のいのちと健康を守ることを第一に、生徒の学習権・進路保障に十分配慮した必要かつ適切な対応を、時期を失することなく行うよう緊急に要請します。

言 己

1. 生徒・保護者への対応

- (1) 臨時休業により学習できなかった内容の指導については、機械的に授業時数を確保することで対応するのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
- (2) 学校再開後の感染リスク回避のための必要な措置をとること。
 - ① ウイルス対策のため、公費で必要な物品(マスク、アルコール消毒液、体温計など)を十分に確保すること。
 - ② 教室内での感染を防止するため、40人一斉授業を少人数での展開授業にできるよう、講師時間数を増やすなど教職員の配置を拡充すること。
 - ③ 公共交通機関を利用するすべての生徒に、大幅な時差登下校を認めること。
- (3) 臨時休業のさらなる延長を視野に入れ、以下の点について検討すること。
 - ① 学校での一斉授業以外の学習の手だてを講ずること。オンライン授業の実施についても早急に研究・検討し、必要な予算措置をあわせて行うこと。
 - ② 就職試験、進学試験の時期、方法について休業による影響を配慮したものとするよう関係機関に働きかけること。とりわけ、学生確保のための早期の入試や自衛隊の早期からの勧誘などを制限することを関係機関に働きかけること。
- (4) 「外出自粛の要請」等にもなる収入減などによる入学金や授業料等の学納金の納付が困難な者に対し、減免、減額及び猶予をおこなうこと。就学援助、高校生等就学支援金、高校生等就学給付金などの申請や認定などについて柔軟に対応し、実効ある教育費の保護者負担軽減を行うこと。

2. 教職員への対応

- (1) 学校現場において、新型コロナウイルス感染拡大を避けるために必要な対策を講じること。
 - ① 学校内外の会議や研修などはできる限り紙上あるいはオンライン上で行うこと。
 - ② 在宅で学習する生徒との対応に必要な職員は交代制にするなどしてできる限り少人数にし、他の職員は、在宅勤務で対応できるようにすること。
 - ③ 公共交通機関等で長時間通勤が必要な職員に対しては、職務専念義務免除による自宅での研修を勧めること。
 - ④ 少しでも体調不良の症状のある職員については、職務専念義務免除扱いとすること。
 - ⑤ 必要とするすべての教職員にマスク等を提供できるようにすること。
- (2) 休校期間中の会計年度任用職員の雇用・賃金・処遇を保障すること。